

法科大学院認証評価結果にみる大学図書館評価

上田修一(慶應義塾大学文学部)

ueda@slis.keio.ac.jp

【抄録】2004年から設置された法科大学院は、5年に一度、認証評価機関の評価を受けることが義務づけられている。2008年度までに68校の法科大学院が認証評価を受けており、評価対象には図書館、あるいは図書館サービスも含まれている。評価結果報告書を中心に法科大学院図書館の現状を概観し、混乱した状況の中で生まれその意義も不明確な法科大学院図書館に対する認証評価の妥当性、および評価自体の問題について検討した。

1 「評価」の意義とは

大学図書館における「評価」は、Plan-Do-See、あるいは、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)というマネジメントサイクルでは必須とされている。このPDCAサイクルは、シーケンスが考案した。当初は品質管理における考え方であったが¹⁾、生産管理全般に適用、今では仕事の進め方の基本とみなされるようになっている。

しかし、評価の多くは、改善に結びつくのではなく、単に「評価」活動として行われることがほとんどであるのが現実であり、「評価」を特別に大事にする「オーディット文化」を批判する論調もある²⁾。

蒲生英博は国立大学図書館評価に関し見取り図を提示している³⁾が、今や国立大学法人評価や認証評価から、業務統計、図書館評価指標、自己評価、外部評価、それにランキングまである。

現在、大学の評価には膨大な労力が費やされており、大学図書館評価についても同様である。けれども、こうした評価活動の多くは、法制化されているから実施するという以上の意義を見出すのが難しくなりつつある。

ここでは、法科大学院図書館(室)あるいは図書館サービスの認証評価を例にとり、これが行われる文脈を示し、評価内容を批判的に検討する。

2 法科大学院制度と評価

法科大学院制度は、司法改革の大きな柱の一つである法曹人口の質的充実と増加を目指した法曹養成制度改革において主要な役割を担っている。米国のロースクール型の大学院の導入と、文部科学省の大学院改革における専門職大学

院の新設とが結びつき、2004年に法科大学院が新設された。

2009年の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の報告では、「新しい法科大学院制度を総体としてみれば、(中略)多くの法科大学院において理論と実務を架橋する教育課程の整備が着実に進み、法科大学院を修了した司法修習生の素質・能力も司法修習生の指導に携わる関係者からは、全般的に従来に比べて遜色はない」とされていると記載されている。しかしながら、法科大学院協会理事長が「様々な逆風が吹いている」という認識を示しており⁴⁾、現に政治家や弁護士会による批判があり、新聞社説でも法科大学院構想を「崩れた」と表現するようになった⁵⁾。司法修習生の落第の増加や就職の困難といった問題もあるが、最大の問題は法科大学院とその定員の過剰にあることは一致した意見となっている。

当初、2010年までに司法試験の年間合格者数をそれまでの700人程度から3000人へ引き上げ、法科大学院修了者の7、8割が新試験に合格できるようにする計画だった。それに適う法科大学院数は20校から30校と想定されたが、その三倍近い74校が生まれ、定員は約5,800人となった。

こうして想定された以上に多数の法科大学院が誕生したのは、大学間競争下に置かれた法学部設置大学の多くが法科大学院設置を経営戦略上の重要な手段と考えたためである。多くの大学では、法科大学院専用の建物やキャンパスが作られ、設置認可を得ようと不要ともいえる設備、施設が準備された。図書館もその渦中にあった。けれども、文部科学省は、設置申請のほとんどを認可

し、強く規制しなかった。これは大学の新設でもみられるように、参入を自由にして事後的な監視を厳しくするという「事前規制から事後評価」への転換という規制改革意識が背後にあったと考えられる。ここに事後「評価」への期待がみられる。

2009年9月に発表された新司法試験の合格者数は約2000人に抑えられ、2010年度の目標達成は不可能となった。さらに合格率は、27.6%であり、このままではさらに低下すると予想される。さらに、法科大学院を修了した後、5年間に3回受験できるが、既に571人が3回とも失敗し、受験資格を失っている。

さて、法科大学院は、5年に1度認証評価を受けることになっている。認証評価の適格認定を受けることができないと、いくつかの段階を経たのち廃止を含む行政処分を受ける可能性が生まれる。つまりこれが事後評価にあたる。

3 法科大学院図書室の現状

法科大学院図書館は、当初、米国型の法学図書館の設置が考えられた。これは、授業と一体となった学習の支援と授業課題への集団的対処を行うため豊富な資料と学習用スペースを提供する大規模図書館である⁶⁾。ところが、法科大学院は、同一キャンパス内に法学部がある場合がほとんどで、既に法学資料のサービス体制があつたため、専用図書館は、小規模になりがちだった。また、米国の法学図書館は、独立性の強い法科大学院の運営下にあるが、日本では、法科大学院よりも当該大学の図書館の運営の元におかれる。他方、法科大学院間では自習室という形で大学院生に専有スペースを与えることで競う傾向が強まった結果、図書館は主要な学習場所ではなくなった。

認証評価済みの68法科大学院図書館について、法務省の発表、認証評価報告書、自己評価書、ウェブサイト、さらに一部の法科大学院図書館の実地調査に基づき、表1のようにまとめた。

左端は、これまで行われた2006年から2009年までの通算合格率の順位である。次に、国公私の別、認証評価を行った認証機関名(基準:大学基準協会、機構:大学評価・学位授与機構、日弁

連:日弁連法務研究財団)、法科大学院全体の評価結果を記載した。図書館の評価結果の記述は評価機関で異なっている。大学基準協会は、「A 情報源やその利用環境は非常によく整備されている」から「D 情報源やその利用環境につき、法科大学院に必要とされる水準に達していない」、までの4段階評価である。大学評価・学位授与機構の「◎」は、「以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている」と判断する」という総合評価を表す。日弁連法務研究財団の「長所」は「長所あり」、「問題点」は「問題点あり」、「なし」は長所、問題点がともにないことを表している。立地の「同」は法学部と同一キャンパス、「近」は少し距離がある、「別」は別キャンパスを示している。図書館の「専用」は、図書館が法科大学院のみの専用施設であることを示している。

4 法科大学院図書館の認証評価

法科大学院の認証評価書から図書館に関する部分を抜き出し、文を単位として記載内容をコード化した。68大学で922文となり、コード化を繰り返した結果が表2である。

評価機関毎に关心事が異なるのは、複数の評価機関があり、選択できるのであるから当然のことである。しかしながら、認証評価結果には以下のような問題がみられる。

- (1) 各法科大学院が作成、提出する自己点検報告書をなぞった記述、評価が多い。
- (2) データベースやそのアクセス環境整備についての記載は多いが利用の多寡は全く言及されないように、利用状況への関心が乏しい。
- (3) 図書館運営の問題はほとんど指摘されることがない、開館時間をよく取り上げているように、一般的な利用者の視点にとどまる。
- (4) 「専用」という語が120回出現するように、専用施設か否かが評価の基準の一つとなっている。

また、大学評価・学位授与機構に数多くみられる定型表現は、実態を覆い隠す働きをする場合がある。自己評価書で「閲覧業務担当の6人のうち5人は、司書資格を有するものであり、開室

表1 法科大学院と図書館一覧

合格率順位	国公私	認証機関	認証結果	図書館評価	立地	図書館
1	国	機構	不適合	◎	同	専用
2	国	機構	適合	◎	同	非
3	私	基準	適合	なし	同	非
4	国	機構	適合	◎	同	非
5	国	機構	適合	◎	同	非
6	私	日弁連	適合	B	別	専用
7	国	機構	不適合	◎	同	専用
8	私	日弁連	不適合	B	同	専用
9	国	機構	適合	◎	別	専用
10	公	機構	適合	◎	別	専用
11	国	機構	適合	◎	同	非
12	私	日弁連	適合	A	近	非
13	公	機構	適合	◎	同	専用
14	国	機構	適合	◎	分	専用
15	国	機構	不適合	◎	同	専用
16	私	機構	適合	◎	同	専用
17	私	機構	適合	◎	同	専用
18	私	日弁連	適合	B	同	非
19	私	基準	適合	なし	同	専用
20	国	機構	適合	◎	同	専用
21	国	機構	適合	◎	同	非
22	私	日弁連	不適合	B	同	専用
23	国	日弁連	適合	C	同	専用
24	国	機構	適合	◎	別	非
25	私	基準	適合	問題点	近	専用
26	私	日弁連	適合	B	別	非
27	私	機構	不適合	◎	近	専用
28	私	日弁連	適合	B	同	専用
29	私	日弁連	適合	問題点	同	専用
30	私	機構	適合	◎	同	非
31	私	日弁連	適合	A	同	専用
32	私	基準	不適合	B	同	専用
33	私	日弁連	適合	B	別	専用
34	私	日弁連	不適合	A	同	専用

合格率順位	国公私	認証機関	認証結果	図書館評価	立地	図書館
35	私	機構	適合	◎	同	専用
36	私	機構	不適合	◎	別	専用
37	私	基準	不適合	C	同	専用
38	国	機構	適合	◎	同	専用
39	私	基準	不適合	問題点	同	専用
40	国	機構	適合	◎	同	専用
41	私	基準	適合	問題点	同	専用
42	私	基準	適合	問題点	同	専用
43	私	基準	不適合	問題点	別	専用
44	私	機構	適合	◎	同	専用
45	私	基準	不適合	なし	同	専用
46	国	日弁連	適合	C	同	非
47	私	日弁連	適合	B	同	専用
48	国	機構	適合	◎	同	非
49	私	日弁連	適合	C	近	専用
50	私	日弁連	適合	A	一	専用
51	私	基準	適合	問題点	同	専用
52	私	基準	不適合	B	近	専用
53	私	基準	不適合	なし	同	専用
54	私	日弁連	適合	A	同	専用
55	私	基準	不適合	なし	近	専用
56	私	日弁連	適合	B	同	専用
57	私	日弁連	適合	A	同	専用
59	国	日弁連	適合	B	同	非
60	私	日弁連	適合	C	同	専用
61	私	日弁連	適合	B	別	専用
62	国	機構	不適合	◎	同	非
65	私	基準	適合	なし	別	専用
67	私	日弁連	適合	B	近	専用
69	私	日弁連	不適合	A	同	非
71	私	日弁連	不適合	C	別	非
72	国	基準	不適合	なし	同	専用
73	国	日弁連	不適合	B	同	専用
74	私	日弁連	不適合	C	同	非

時間中は當時有資格者が窓口において対応できるようにしている。情報検索応用能力試験2級(サーチャー)や初級システム・アドミニストレータの保有者もいる。また、研修や講習会等に積極的に参加し、法情報調査能力の向上に努めている」とある場合(27 の法科大学院)でも、同機構の定型的表現では「法科図書館には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている」となっている。

このように解釈するため、同機構の認証評価では図書館に関する部分は、常に「すべての基準を満たしている」と記述されている。

5 評価の行方

専門職大学院である法科大学院は、法曹養成という単一の使命を達成するための存在であり、その達成度を示す尺度、つまりアウトカム指標は、司法試験合格率であると考えられる。ところが、表

表2 法科大学院図書館の認証評価の内容分析結果

大学数	基準協会	大学評価		日弁連		計		1)W.A. シューハート. 品質管理の基礎概念. 岩波書店, 1960. 264p.	
		16校	25校	27校	68校	%	%		
蔵書		25	17.7	28	9.2	104	21.9	157	17.0
図書館の設置		17	12.1	57	18.6	20	4.2	94	10.2
総合				57	18.6	32	6.7	89	9.7
データベース		8	5.7	14	4.6	62	13.1	84	9.1
データベースアクセス		8	5.7	23	7.5	46	9.7	77	8.4
項目 他の図書館との関係		8	5.7	19	6.2	43	9.1	70	7.6
図書館員		1	0.7	45	14.7	21	4.4	67	7.3
開館時間		33	23.4	1	0.3	29	6.1	63	6.8
選書		5	3.5	7	2.3	34	7.2	46	5.0
機器		3	2.1	27	8.8	13	2.7	43	4.7
相互利用		22	15.6			4	0.8	26	2.8
他		11	1.2	28	3.0	67	7.3	106	11.5
計		141		306		475		922	
大学あたりの文の数		8.8		12.2		17.6		13.6	

2)春日直樹. <遅れ>の思考. 東京大学出版会, 2007. 235p.

3)蒲生英博. 評価がいっぽい. 現代の図書館. v.45, n.2, 2007, p.99-105

4)法科大学院協会理事長発言(要旨) News Letter No.22(2009年3月24日)

5)多すぎた法科大学院…新司法試験, 崩れた構想. 読売新聞 2009-09-23

6)上田修一. 日本型ロー・ライブラリーは可能か. 情報ネットワーク・ローレビュー Vol.5, p.181-184(2006)

1に見るように、通算合格率上位10位以内に認証評価で不適合だった法科大学院が3校ある。また、認証評価では、法科大学院図書館は専用であるか否かを重要視しているが、通算合格率上位5位以内には、専用の図書館を持たない法科大学院が4校含まれている。

認証評価には、無規制で参入がある場合に事後的に不適合なものを退出させる役割であるはずであるが、法科大学院の場合はむしろ参入者を保護する方向に向かっているように見える。法科大学院図書館評価にもこの傾向が見られる。従つて、前述の法科大学院と定員の過剰という事態の解決には認証評価は寄与しないであろう。

このように法科大学院の認証評価は、最初に述べたシューハートの強調した改善へのサイクルにはつながらないものである。

大学では、いつの間にか「評価」のために膨大な資料作成労力を費やすようになったが、それによって得られる成果は乏しくなりつつある。しかし、いったん組み込まれた「評価」は不滅であろう。